

第7章 屋外広告物の景観形成（法第8条第2項第4号イ関連）

屋外広告物は、商品、サービス等の情報を提供する媒体として欠かせないものですが、目立たせるために大きさ、数、色彩等が強調されることにより、まち並み景観を阻害する要因になりかねない側面もあります。本市の景観形成において、屋外広告物の景観誘導は重要な課題であるため、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」（法第8条第2項第4号イ）に関連する事項として、本計画では、屋外広告物の景観形成の基本方針を示します。

その上で、市全域では、本市の特性を踏まえた戸田市屋外広告物条例（平成25年条例第39号。以下「屋外広告物条例」という。）の規制及び屋外広告物ガイドラインに基づいた景観誘導を行うとともに、都市景観条例に基づく景観づくり推進地区においては、地区の特性に合わせた基準を別途設け、重点的に景観誘導を推進しています。

1 屋外広告物の景観形成の基本方針

屋外広告物は、建築物等と同様に、まち並み景観を構成する要素としてまち並みの魅力を高める役割を担っており、周辺景観に寄与する質の高いデザインの屋外広告物は、商店や企業のイメージアップにもつながると考えます。

このような考え方のもとに、建築物等と一体となった魅力的な屋外広告物による景観形成を目指し、屋外広告物の景観形成の基本方針を以下のとおり定めます。

（1）量・大きさの整序化と落ち着いた広告景観づくり

屋外広告物が景観の阻害要因とならないよう、まず、量や大きさの整序化を図り、効率的な配置や集約化するなどの節度ある設置を心掛け、落ち着いた広告景観づくりを目指します。

（2）まち並み景観の魅力を高める質の高い広告デザインの誘導

設置する建築物や通りやまち並みと調和する色彩表現とするとともに、質の高い広告デザインを誘導し、まち並み景観の魅力を高める広告景観づくりを目指します。

（3）主要な視点場からの眺望への配慮

主要な視点場からの眺望に配慮し、これを阻害するような屋上広告物等の規制を検討します。

